

令和2年 宮城県議会（賛成討論） 3月17日

第371回2月定例会は、令和2年度当初予算をはじめ補正予算、宿泊税の導入や、県民会館と美術館などが、重要案件として議論されてきました。しかし、このような中、国難ともいえる新型コロナウイルス感染拡大により、地域経済、教育、生活と様々な現場が、過去に例を見ない形でその影響を受けております。

3月11日という宮城県民にとって1年の中でも特別な1日に、追悼の思いを十分な形で示すことができなかつたことは、県民の一人として誠に無念な思いでありました。

重要な議案の一つとなる予定であった宿泊税については、新型コロナウイルスの影響により、宿泊のキャンセルが相次ぐなど、宿泊事業者の経営環境の悪化に配慮し、議案を取り下げることになりました。知事におかれましては、苦渋の決断であったと思います。

しかし、決してマイナスの判断ではなく、知事の判断は現段階では間違いのないご決断であったと、正しく評価をさせていただきます。

そして、何より最優先とすべき事項は、新型コロナウイルス感染症防止対策においては、正確な状況把握と情報公開に努めながら各施策を講じるとともに、地域社会のあらゆる動きが止まった中で、機能不全に陥っている宮城県を、またしっかりと軌道に戻すための準備も始めていかなければなりません。

すべてを国の流れに従うのではなく、地域には地域の実状に合わせた決断も今後は必要になってくるものと考えます。

特に不安を覚えるのは、地域経済と教育の現場、そして、台風19号により甚大な被害を受けた被災地であります。

全庁を挙げて、今後の対策に全力を尽くしていただくことを強く要望させていただき、以降、各号議案につきまして、自由民主党・県民会議を代表し、賛成の立場から討論を行います。

最初に、議第1号議案、当初予算について、

令和2年度は、宮城県震災復興計画、そして、国の復興・創生期間の最終年度となり、復興の完遂へ向けた最後の1年であります。

本県にとっては、大切な節目に向けた重要な1年でもあります。

復興の完遂を「節目」と申しあげましたのは、復興の完遂は「終わり」ではなく、新たな「始まり」として捉えていただきたいとの思いからであります。

復興の歩みの10年間の中で、新たな課題も生じて来ております。

本県においては、ピーク時に12万人以上おられた仮設住宅にお住まいの

方々も70人程度まで減少してきており、暮らしの復興や社会資本などのハード面における復興が着実な成果を残す中で、心のケアや見守り活動、健康支援などにおける、いわばソフト面における復興の速度との間に、今現在、乖離が生じていることは真摯に受け止めるべきであると考えます。

この度の当初予算には、「復興の完遂」その節目に向け、その先への思いも組みこまれているものと考えます。

復興需要の収束を視野に入れた本県地域経済の活性化や各分野における人材の育成・確保対策、県内中小企業及び農林水産業の競争力強化、高齢者や障害者が安心して暮らせる環境づくりや未来を担う子供達への支援、本県教育においても、いじめ対策・不登校支援や学力・体力向上対策等々、時宜にかなった施策を重点化しているものや、創造的復興を更に具現化させる各施策と、復興計画完結予算が執行される極めて重要な1年の進捗を、しっかりと注視して参りたいと考えます。

また、令和元年台風19号による豪雨災害により被災された方々の生活再建支援、被災企業や農林漁業者の施設復旧も本県においては重要な取り組みであります。そして、多発する大規模自然災害により、河川・土砂災害対策の社会インフラ整備や営農活動再開のための農地・農業用施設の復旧などは、県民にとっても自らの生活に関わる重要な関心事として、早期復旧に向け、速やかに各施策展開を図っていただきたいと考えます。

「復興の完遂」を迎える中で、国からの継続支援の先行きも不透明な状況にあり、その継続を知事には国に対し、先頭に立って働きかけていただいているところであります。

その厳しい実状の中で先見し、宮城県の未来を背負う責任ある立場にあるからこそ、宿泊税導入、県有施設の集約化、上工下水一体官民連携など、現在、各定例会において重要な議論が矢継ぎ早に提案されているのは、知事の宮城県に対する未来への責任とその覚悟の表れであると理解をしております。

しかし、私達も県民から思いを負託され、その代表として、この議場にいる者としての責任がございます。宮城の未来を背負う責任は私達にもあるのです。宮城県の今と未来への責任に対して、県執行部と議会が両輪となって、その責任を果たして参りたいと考えます。

次に議第4号議案、宮城県国民健康保険特別会計予算については、県が財政運営の責任者として、市町村国民健康保険が安定的に運営できる制度に改善し、被保険者の病気やケガなどに対して必要な保険給付を受けることができる予算であり、負担増につながることのみをもって、反対することは全く合理的ではありません。

議第12号、13号議案及び15号議案は、水道用水供給、工業用水道事業会計及び下水道事業会計の令和2年度当初予算については、言うまでもなく水道は県民の暮らしや産業に欠くことのできない極めて重要なインフラであり、また、上工下水の一体化は民間の力を最大限に活用するものであり、経費削減や技術革新などへの具体的効果も見込まれ、これから時代に対応させるための柔軟な力を持ち合わせながら、施設の所有権や水質維持、災害時の対応、料金改定を含めた事業継続などの重要な業務については、県が責任をもち、第三者機関による厳正なモニタリングも行われるものであります。

運営権は民間企業に委ねるものの、完全民営化とは全く異なります。

先ほどの反対討論によれば、今回の一体化を強引に進めようとしているということではありますが、執行部においては、これまでも、説明責任を果たしてきており、今後も県民や市町村に対して、更なる丁寧な説明と情報発信に努めるという強い意思表示もあることから、創造的な復興を進める重要施策として賛成するものであります。

受益者への将来負担に対する対案なき反対を、論じるべきではありません。

議第81号議案、令和元年度宮城県土地区画整理事業特別会計補正予算については、土地区画整理事業により、東北を代表する物流・工業拠点や三井アウトレットパーク仙台港や仙台うみの杜水族館など、にぎわいのある交流ゾーンが形成され、その経済波及効果は、約2050億円と推計されており、多額な税金が無駄になったという理由はあたらないと考えます。

これらの予算議案は、先ほど予算特別委員長からも報告がありましたとおり、各分会にて慎重に審議され、原案可決されたことを重く受け止めるべきではないでしょうか。また、万が一、予算議案が否決されれば、復興はもとより、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多大な影響を受けている本県の経済活動や県民生活がほぼストップしてしまうということに、なぜ思いが至らないのでしょうか。ここで予算を否決するという選択肢はありません。

県議会の果たすべき重要な役割と責任をしっかりと自覚し、反対のための反対でなく、大局的な視点を持ちながら県民の負託に応えていくことが私達議員に課せられた使命に他なりません。

そして、私達は、限られた財源の中で、いかに次の世代への将来負担を抑えつつ、俯瞰的な決断力で短期的側面と中長期的側面、その両面のバランスの調整を常に図りながら、予算は審議されるべきものであります。

次に、予算外議案についても何ら問題のないものでありますが、以下述べて

参ります。

議第17号議案は、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する基準について定めようとするものであり、これは地方自治法等の改正により、現行では無限責任を負わされている知事個人の賠償責任を軽減する趣旨であり、善意かつ重過失がない場合に限り、賠償額の上限を定めるものであり、あくまで限定的な場合の上限額を定めるものであります。これにより住民監査請求が抑制されるという主張は全く的外れなものと言わざるを得ません。

議第23号議案は、職員定数条例の一部を改正するものであり、主な改正内容は、学級数の変動等に伴い、学校教職員の定数を22人増加するものであります。先ほどの反対討論によれば、小学校等の定数が減ることは少人数学級への対応ができなくなるから反対するとの主張であります。しかしながら、例えば小学校について、来年度の「教職員全体」の定数は減っているものの、「教員」の定数自体はむしろ増えていることから、この主張は全く理にかなったものではありません。

議第32号議案は、統計調査条例の改正に係るものでありますが、これは、独立行政法人等の公的機関に対し、県統計調査票の情報を提供可能とする改正となっております。反対討論によれば、個人情報提供が不適切になされる恐れがあるとの主張であります。しかしながら、既に国の統計調査については独立行政法人等への提供が可能となっており、他都道府県も同様の改正を行うことから、本県のみ改正を行わないことは、実務上大きな支障が生じるものであり、また、公的機関である独立行政法人等への情報提供には何らの問題もないものであります。

最後に、今議会提出の各号議案につきましては、是非とも本会議においても、遅滞なく速やかに可決成立させ、着実な事業の実施につなげるべきと考えます。議員各位のご理解とご賛同をお願い申しあげまして、会派を代表しての賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。